

令和8年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(資源循環分野の脱炭素化促進事業) 交付規程令和8年4月14日 廃3R研第041401号  
公益財団法人 廃棄物・3R研究財団制定

## (通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）交付要綱（令和8年3月30日付け環循総発第2603301号。以下「交付要綱」という。）及び資源循環分野の脱炭素化促進事業実施要領（令和8年3月30日付け環循総発第2603301号。以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

## (交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、公益財団法人廃棄物・3R研究財団（以下「当財団」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

## (交付の対象)

- 第3条 当財団は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の（1）に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において当財団が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。
- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別添1（2）に規定する者とする。
  - 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業を実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。
  - 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等については、交付の対象としない。
  - 5 別添2の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業については、交付の対象としない。
  - 6 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別添1に定めるとおりとする。

## (交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。ただし、平成28年度税

制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。

- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を当財団に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を当財団に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 当財団は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 当財団は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を当財団に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
- ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
- イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を当財団に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を当財団に提出して、その指示を受けなければならない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、当財団の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を当財団に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく様式第9による名称変更等報告書により当財団に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年又は第十四号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、当財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 九 当財団は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに当財団に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 十一 当財団は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十二 当財団は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を当財団に納付させることができる。
- 十三 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 十四 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ド

ック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまで、当財団の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成 20 年 5 月 15 日付環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第 4 に定める財産処分納付金について、当財団が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。

十五 補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボン・クレジット制度への登録を行ってはならない。

十六 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から指示があった場合には、必要な情報を提供しなければならない。

十七 補助事業者は、補助事業の完了後、「実施要領」第 4 に基づき、事業の二酸化炭素削減効果等を報告しなければならない。なお、報告手続きと内容については、別途、当財団が定める。

2 補助事業者は、第 7 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を当財団の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

3 当財団が第 12 条第 1 項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が当財団に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、当財団は次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が当財団に対し、債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知若しくは民法第 467 条又は債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 当財団は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

三 当財団は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

4 第 2 項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、当財団が行う弁済の効力は、当財団が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

## (申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって当財団に交付申請の取下げを申し出なければならない。

## (補助事業の遂行の命令等)

第10条 当財団は、第8条第1項第六号の規定による報告書及び第2項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 大臣又は当財団は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

## (実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第12による完了実績報告書を当財団に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第13による年度終了実績報告書を当財団に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

## (補助金の額の確定等)

第12条 当財団は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたとときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第14による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 当財団は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

## (補助金の支払)

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、当財団が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第15による精算（概

算) 払請求書を当財団に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 当財団は、第8条第1項第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく当財団の指示等に従わない場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 別添1(1)で記載する対象事業の要件の範囲外で事業を行った場合
- 四 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 五 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)
- 五 補助事業者が別添暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 当財団は、前項の取消しを行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 当財団は、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)に年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命じることができる。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(電磁的方法による申請)

第15条 申請者又は補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第8条第1項第三号の規定に基づく計画変更の申請、第8条第1項第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、同項第五号の規定に基づく事業遅延の報告、第8条第1項第六号の規定に基づく状況報告、第8条第1項第十号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第8条第1項第十四号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第11条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告及び取得財産等管理台帳、又は第13条第2項の規定に基づく支払請求(以下「交付申請等」という。)については、電磁的方法(適正化法第26条の3の規定に準じて当財団が定めるものをいう。以下、同じ。)により行うことができる。

- 2 当財団は、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。
- 3 当財団、申請者及び補助事業者は、原則として、前2項に定めるとおり電磁的方法により交付申請等を行うこととするが、電磁的方法によることが行おうことができないとき又は電磁的記録(適正化法第26条の2の規定に準じて当財団が定めるものをいう。以下、同じ。)を提出できないときは、交付規程に定める様式による書面の提出又は当財団が定める方法で手続きを行うことができる。
- 4 申請者又は補助事業者は、第1項の規定により交付申請等を行う際に、氏名欄に旧氏を記載することを希望する場合は、旧氏を記載する若しくは現行の氏名に加えて括弧書きで併記することができる。
- 5 当財団は、第2項の規定による通知、承認、指示又は命令を行う際に、氏名欄に旧氏を記載することを希望する場合は、旧氏を記載する若しくは現行の氏名に加えて括弧書きで併記することができる。

(秘密の保持)

第 16 条 当財団は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って当財団に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第 17 条 申請者は、別添 2 の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、当財団が別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 14 日から施行する。

別表第1

1. 事業区分	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
資源循環分野の脱炭素化促進事業	補助事業を行うために必要な人件費及び業務費（旅費、諸謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、試験分析費、補助員人件費、外注費、委託費、共同実施費並びにその他必要な経費で当財団が承認した経費）等	当財団が必要と認めた額	1/2 (中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する中小企業にあつては補助対象経費の2/3)

別表第2

1 費用	2 細目	3 内容
人件費		事業従事者の作業時間に対する給料その他手当。事業に係る事業従事者の役割分担が分かる資料を添付すること。
業務費	旅費  諸謝金  消耗品費  印刷製本費  通信運搬費  借料及び損料  会議費  試験分析費  補助員人件費  外注費  委託費  共同実施費	<p>事業実施のために直接必要な交通移動に係る経費、イベント等相手国関係者の招聘のための交通移動に係る経費。目的、人数、単価、回数及び金額が分かる資料を添付すること。(現地調査やワークショップ開催のために関係者が現地に出張する際に必要となる外国旅費、国内の関係者が業務の調整を行う際の国内旅費、海外の行政当局等の関係者を協議等のため我が国に招聘する際の外国旅費・国内旅費に限る。)</p> <p>会議等に参加した外部専門家に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金。会議等への出席や講演等を依頼したことが分かる証拠書類を添付すること。</p> <p>事業実施に直接必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具等の購入のために必要な経費。使用目的、品目、単価、数量及び金額が分かる資料を添付すること。ただし、20万円以上の物品計上は不可。</p> <p>事業実施に直接必要な印刷、写真焼付及び図面焼増等に必要経費。単価、金額が分かる資料を添付すること。</p> <p>事業実施に直接必要な郵便料等通信費等。</p> <p>事業実施に必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費。種類、目的、期間及び金額が分かる資料を添付すること。</p> <p>事業実施に必要な会議、ワークショップ等に要する会場借料、機材借料、飲料費等の経費。</p> <p>事業実施に直接必要な調査、分析等に必要経費。事業者が直接実施する場合には、材料費、労務費、労働者保険料等の費用をいい、外注や委託等により実施する場合には、外注費又は委託料費用をいう。</p> <p>事業実施に必要な業務補助等を行う補助員(アルバイト)の賃金等をいい、契約書等、時間単価が分かる資料及び出勤簿やタイムカード等の出勤の事実が分かる書類を添付すること。</p> <p>事業実施のために事業者が直接実施できないもの又は適当でないものについて他の事業者へ外注(請負)するために必要経費。 ※ 事業の全部若しくはその主たる部分の合計額が50%を超えて、第三者に請け負わせることはできません。</p> <p>事業実施のために事業者が直接実施できないもの又は適当でないものについて他の事業者へ委任して実施するために必要経費。 ※ 事業の全部若しくはその主たる部分の合計額が50%を超えて、第三者に委託することはできません。</p> <p>事業を実施するにあたって代表者ととも業務を分担する機関(共同事業者)が担当する経費。</p>

## 別紙1（第3条関係）

## 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

## (1) 対象事業の要件

## ① 対象事業

次のア) 又はイ) に該当する事業であって、数年以内に事業開始を計画しているもの。

ア) 海外において実施される廃棄物等の収集・運搬事業、中間処理事業、リサイクル事業、最終処分事業（直接エネルギー起源 CO2 が削減されるものに限る。）

イ) 海外において、アの事業を実施する行政や事業者からの委託を受け、これに必要な施設を建設する事業（直接エネルギー起源 CO2 が削減されるものに限る。）

## ② 対象国及び地域の要件

対象国及び地域は、ア) JCM パートナー国、イ) AZEC パートナー国を優先とし、ウ) に該当する国及び地域は劣後とします。

ア) JCM パートナー国：2025 年 8 月時点で 31 か国。詳細は下記リンクを参照。

<https://gec.jp/jcm/jp/about/>

イ) AZEC パートナー国：11 か国（豪州、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）。詳細は下記リンクを参照。

[https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/global\\_warming/azec.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/azec.html)

ウ) 環境協力全般又は廃棄物分野の協力覚書の締結国又は地域及び二国間協力実施国

アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、カンボジア、クウェート、シンガポール、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、モザンビーク、モンゴル、ブラジル、ウズベキスタン、カザフスタン、オマーン、バングラデシュ、バヌアツ、台湾、ラオス

## (2) 事業者の要件

事業者は、以下の①～③の要件をすべて満たす者とします。

## ① 次のア) 又はイ) に該当する民間法人であること。

ア) 我が国に本社又は主たる事務所を置いている法人であって、海外に本社又は主たる事務所を置いている法人の子会社でない法人

イ) 上記①ア) の法人の子会社であって、海外に本社又は主たる事務所を置いている法人

## ② 次のア) 又はイ) に該当すること。

ア) 対象となる海外展開事業計画において、自らが事業遂行の中心的な役割を果たす事業者（共同実施の場合（※）には、代表事業者及び共同事業者を指す。）

イ) 上記②ア) の者を含む地方自治体やその他の共同事業者からなるコンソーシアム

## ③ 次のア) からウ) のいずれかに該当すること。

ア) 令和 7・8・9 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」において、いずれか 1 つの項目が申請書提出までに「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付されている者

イ) 自治体における廃棄物処理に係る調達業務への入札参加資格を取得している者

ウ) 自治体における一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を取得している者

※ 二者以上の事業者より事業を共同実施する場合には、その代表者を交付の対象とし、代表者を

「代表事業者」、それ以外の事業者を「共同事業者」と称する。

(3) 事業実施後の要件

事業終了後も、毎年度、当財団及び環境省へ廃棄物処理・リサイクル関係事業の実現に向けた進捗状況（CO2削減効果等含む）を報告する必要があり、これに応じられることを要件とします。

## 別紙2（第3条及び第19条関係）

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この制約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 交付規程様式等

- 様式第1 交付申請書（第5条関係）  
別紙1 実施計画書  
別紙2 経費内訳
- 様式第2 変更交付申請書（第6条関係）
- 様式第3 交付決定通知書（第7条関係）
- 様式第4 変更交付決定通知書（第7条関係）
- 様式第5 計画変更承認申請書（第8条関係）
- 様式第6 中止（廃止）承認申請書（第8条関係）
- 様式第7 遅延報告書（第8条関係）
- 様式第8 遂行状況報告書（第8条関係）
- 様式第9 名称変更等報告書（第8条関係）
- 様式第10 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8条関係）
- 様式第11 取得財産等管理台帳（第8条関係）
- 様式第12 完了実績報告書（第11条関係）  
別紙1 実施報告書  
別紙2 経費所要額精算調書
- 様式第13 年度終了実績報告書（第11条関係）
- 様式第14 交付額確定通知書（第12条関係）
- 様式第15 精算（概算）払請求書（第13条関係）

様式第1（第5条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団  
理事長 梶原 成元 殿

申請者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

(公印省略)

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）  
交付申請書

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

## 記

- 1 補助事業の目的及び内容  
別紙1 実施計画書のとおり
- 2 補助金交付申請額 円  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 補助事業に要する経費  
別紙2 経費内訳のとおり
- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日  
交付決定の日 ～ 年 月 日
- 5 その他参考資料

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

- 2 「5その他参考資料」として、申請者が地方公共団体以外の者である場合は、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款（申請者が個人企業の場合は、住民票の写し（いずれも発行後3ヶ月以内のもの））を添付すること（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。また、地方公共団体が申請する場合は、申請年度の予算書を添

付すること。

- 3 その他に、別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。

※交付申請前にすでに提出されている書類については添付を省略して差し支えない。

(担当者等連絡先)

所属部署名：

役 職 名：

氏 名：

T E L：

F A X：

E - m a i l：

## 【別紙1】実施計画書

事業名	資源循環分野の脱炭素化促進事業			
申請対象の 海外展開事業名	(例)〇〇国の〇〇市における食品廃棄物のバイオガス化事業			
申請金額	〇〇〇 円			
事業実施の団体名				
ふりがな 申請法人名	ふりがな 株式会社〇〇			
ふりがな 代表事業者	じゅんかん たろう		役職名	
	循環 太郎		代表取締役	
本社所在地	住所 〒			
(上記と異なる 場合) 事業場所	住所 〒			
連絡先	TEL		FAX	
	E-mail		URL <a href="http://www">http://www</a> .	
事業実施の担当 者	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）			
	氏名	所属部署		役職
	電話番号	FAX 番号		E-mail
	所在地			
	住所 〒			
共同事業者	(上段) 事業者名称	事業実施責任者		
	(下段) 排出事業者・輸送事業者・リサイクル事業者その他の別	氏名	役職名	電話・FAX 番号
				E-mail

申請法人の概要	設立年月日	設立 S・H 年 月			
	従業員	人 (令和 年 4 月 1 日現在)			
	資本金	円 (令和 年 4 月 1 日現在)			
	直近3期間の 財務データ		令和 年 月 期	令和 年 月 期	令和 年 月 期
		売上高	千円	千円	千円
		税引き後利益	千円	千円	千円
	純資産	千円	千円	千円	
申請法人の主な事業概要					
事業内容					
海外での事業の状況	・海外拠点、海外での事業内容、海外での売上高等について記載				
海外展開事業の 全体概要	(海外展開事業名称)				
	(対象地域)				
	・処理施設設置場所： ○○国○○市				
	・廃棄物の収集対象エリア：○○国○○市				
	(処理対象廃棄物種類)				
	(例) 食品廃棄物				
	(利用技術)				
・利用する技術について概要を記載する。処理の流れがわかる概要図を添付すること。					
(導入規模)					
(例) 処理能力： 食品廃棄物 100t/日					
(海外事業展開の事業内容)					
・目的					
・概要					
対象地域の廃棄物処理の具体的な課題	・対象地域において、海外展開事業の処理対象廃棄物の発生量や処理方法、廃棄物処理・リサイクルの制度・政策、社会経済状況等を記載				
事業計画 (申請年度)	・申請年度における事業計画を記載				
海外展開事業による環境負荷低減効果見込み	・3Rの推進、廃棄物の適正処理、温室効果ガス排出削減、その他の環境負荷低減効果を可能な限り定量的に記載				
事業の効果	・CO2を含む温室効果ガス削減量の算定に使用したファイル(計算ファイルなど)を添付する				

CO <sub>2</sub> を含む温室効果ガス削減効果	<p>(事業の費用対効果 (円/ t-CO<sub>2</sub>eq))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の総支出額ベース</li> <li>・総事業費ベース</li> </ul> <p><b>【CO<sub>2</sub>削減効果】</b></p> <p>(1) 事業による直接効果・・・CO<sub>2</sub>トン/年</p> <p>* <b>【CO<sub>2</sub>削減効果の算定根拠】</b>により算定したCO<sub>2</sub>削減量を記入する。</p> <p><b>【CO<sub>2</sub>削減効果の算定根拠】</b></p> <p>別添のとおり</p> <p>* 「別添のとおり」と記入し、原則として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック&lt;補助事業申請者用&gt; (令和7年3月改定環境省地球環境局)」(以下「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」)により、事業の直接効果を算定した上で、同ファイルを添付する。</p> <p>なお、エクセルファイル(「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」)において記載する各々の設定根拠・引用元に係る具体的資料を添付すること。</p> <p><b>【CO<sub>2</sub>削減コスト・算定根拠】</b></p> <p>* <b>【CO<sub>2</sub>削減効果】</b>の「(1) 事業による直接効果」に記入したCO<sub>2</sub>削減量1トンを削減するために必要なコスト(円/tCO<sub>2</sub>)について、イニシャルコスト(総事業費(単年度事業の場合は別紙2の総事業費、複数年度事業の場合は複数年全体の総事業費)÷法定耐用年数÷CO<sub>2</sub>削減量/年)及びランニングコスト(ランニングコスト(見込み)/年÷CO<sub>2</sub>削減量/年)の別に記入する。また、それらの算定根拠を記入する。</p>
海外展開事業による上記以外の社会的インパクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷低減以外の社会的インパクトについて記載</li> </ul>
海外展開事業の事業性(採算性)見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期投資、ランニングコスト等の費用、廃棄物処理受託費や再生品・エネルギー売却収入等の収益を可能な限り定量化し、採算性の評価を記載</li> </ul>
海外展開事業に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外展開事業に向けた現在の課題を記載</li> <li>・課題への取り組み方法の考え方</li> <li>・法整備の遅れなどが原因で、廃棄物量を安定確保できないこと、チップクフィが回収できないこと、また、同等の理由でFIT価格の設定ができないなどのリスクに対して、事業者だけで解決のできない課題は、その調整経過を含めて、現状を課題として記載する</li> </ul>
事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外展開事業の全体像実施者、FS実施者、その他関係法人の役割分担について記載</li> <li>・単体、PPP(官民連携)、SPC(特別目的会社)、コンソーシアム、現地企業との合弁等、事業形態や役割分担について簡潔に記載。</li> <li>・事業を実施する際に想定するスキームを記載する</li> </ul>

	<p>(独自資金での実施、環境省又は他省庁からの補助金等の具体的な事業名を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業で、事業に協力していただける、キーパーソンとなる協力者を記載する</li> <li>・国や国内の関係者の協力により、課題を解決するものは、その状況と理由を記載すること</li> </ul>
海外展開事業の社会的受容性見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の制度や社会的状況から見た社会的受容性を見込みを記載する</li> </ul>
海外展開事業の実現に向けたこれまでの取組経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外展開事業の実現に向けた、これまでの準備として、国内のコンソーシアム形成、現地調査の実施、現地の政府・自治体からの許認可取得に向けた説明・協議、現地でのパートナーとなる法人・団体探しや覚書、ワークショップ等について、時系列で時期と取組の内容を記載する。</li> <li>・現地のキーパーソンとの協力関係の中で、進捗や成果、今後の取り組む方法を記載</li> </ul>
海外展開事業の実現に向けた今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時系列で時期と取組の内容を記載する。</li> </ul>
資金計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業に要する経費を支払うための事業収支計画又は資金調達計画を記入する。</li> <li>・最近2営業期間の実績、決算書を添付すること（貸借対照表及び損益計算書等）。</li> </ul>
補助対象経費の調達先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれかに○をつける。</li> <li>① 補助事業者自身</li> <li>② 100%同一の資本に属するグループ企業</li> <li>③ 補助事業者の関係会社</li> <li>④ ①から③以外</li> </ul>
他の補助金との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の補助金等への応募状況等を記入する。</li> </ul>

注1 下記の資料を添付すること

- ① 事業概要の詳細資料（写真や図表を使用して、事業の全体像のイメージを表示）
- ② CO<sub>2</sub>を含む温室効果ガス削減効果の算定根拠資料（CO<sub>2</sub>を含む温室効果ガス削減量の計算ファイルや、その他具体的なデータの根拠、引用元の資料） なお、排出係数は実態をふまえて適切なものを選択すること。

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

実現可能性調査の全体概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FS内での実施項目の達成予定時期及び事業性評価について</li> <li>・実現可能性を高める調査として、具体的にどのような項目を実施し、FS目標を達成していくか</li> </ul>
--------------	--

<p>対象地域における 現状調査の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理対象廃棄物の発生・処理の状況（安定して焼却量が確保可能か）</li> <li>・ 廃棄物処理・リサイクル制度・政策 (FIT やチップングフィに関する法整備などリスクとなる要因は記載すること)</li> <li>・ 社会・経済状況 (処理対象となるごみの分別への取り組みや反対運動など住民の関心などを記載)</li> <li>・ 現地地方政府における廃棄物関連予算の規模や協力体制、関心度等の状況を記載</li> <li>・ 再生品・再生エネルギーの売却単価 (今後のリスクとなる要因を記載する。FIT 制度などの状況なども記載)</li> <li>・ 事業に必要なコスト（イニシャルコスト、ランニングコスト等）</li> <li>・ 料金徴収に関する状況に関する記載と関連した法整備の状況などを記載</li> </ul>			
<p>廃棄物の組成・性 状等調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査項目と項目ごとの調査方法を記載</li> </ul>			
<p>実現可能性の 評価手法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業性(採算性)環境負荷低減効果、社会的受容性等の項目毎にその評価手法を記載</li> <li>・ これらに基づく、実現性の評価手法を記載             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業採算性</li> <li>② 環境負荷低減効果</li> <li>③ 社会的受容性</li> <li>④ 実現可能性の評価</li> </ul> </li> </ul>			
<p>調査の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最終的な海外展開事業を見据え、①今回の調査において達成すること、②目指す具体的な目標(現地行政機関からの処理のための許可取得、現地パートナー企業との MoU の締結など)を記載する</li> </ul>			
<p>全体スケジュール</p>	<p>令和 8 年 度業務</p>	7 月		
		8 月		
		9 月		
		10 月		
		11 月		
		12 月		
		1 月		
	2 月			
<p>令和 8 年 度業務終 了後</p>				

## 【別紙2】

## (資源循環分野の脱炭素化促進事業) 経費内訳

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入 (※注2)	(3) 差引額 (1)-(2)	(4) 補助対象経費支出予定額		
円	円		円		
(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × ●/● (千円未満切り捨て)		
円	円	円	円		
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目	金額	積算内訳			
合計	円				
購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

注1 費用は可能な限り細分化して金額を記載すること。

注2 補助対象経費支出予定額及び寄付金その他の収入(循環資源等の輸送に対して得る運賃収入を含む)について、見積書又は計算書を添付すること。

注3 循環資源等をそれ以外の貨物と同時に輸送、積み替え、保管等行う場合には、静脈物流に係る経費のみを適切に按分の上算するとともに、根拠資料を添付すること。

注4 事業が複数年度にわたる場合には、年度別の補助対象経費支出予定額内訳がわかる表を作成し、参考として添付すること。

注5 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(資源循環分野の脱炭素化促進事業) 交付要綱の第7条に留意すること。

様式第2（第6条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人 廃棄物・3R研究財団  
理 事 長 梶原 成元 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

(公印省略)

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）  
変更交付申請書

令和8年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）を下記のとおり変更したいので、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

## 記

- 1 補助変更申請額
- 2 変更内容
- 3 変更理由

(注) 具体的に記載する。

- 注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。
  - 3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

(担当者等連絡先)

所属部署名：  
役 職 名：  
氏 名：  
T E L：  
F A X：  
E - m a i l：

様式第3（第7条関係）

廃3R研第 号

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）  
交付決定通知書

補助事業者

令和 年 月 日付け第 号で交付申請のあった令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）については、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）交付規程（令和8年月 日 第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団  
理 事 長 梶原 成元  
(公印省略)

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。  
補助基本額 金 円 補助金の額 金 円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、令和 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）交付要綱（令和8年3月30日付け環循総発第2603301号）、資源循環分野の脱炭素化促進事業実施要領（令和8年3月30日付け環循総発第2603301号）及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところ

ろにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

- 8 補助事業者が PO ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の公益財団法人廃棄物・3R研究財団に対する補助金請求に当たっては、PO ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、公益財団法人廃棄物・3R研究財団は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はPO ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

所属部署名：廃棄物・3R研究財団 海外循環ビジネス支援センター
役 職 名：
氏 名：
T E L：
F A X：
E - m a i l：

様式第4（第7条関係）

廃3R研第 号

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）  
変更交付決定通知書

補助事業者

令和 年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）については、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）交付規程（令和8年 月 日付け廃3R研第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、令和 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理事長 梶原 成元

(公印省略)

記

- 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額	金	円	変更前補助金の額	金	円
変更後補助基本額	金	円	変更後補助金の額	金	円
増減額	金	円	増減額	金	円
- 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、令和 年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）交付要綱（令和8年3月30日付け環循総発第2603301）、資源循環分野の脱炭素化促進事業実施要領（令和8年3月30日付け環循総発第2603301号）及び交付規程に従わなければならない。
- この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。
- 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を

行うこととする。

- 7 補助事業者が PO ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の公益財団法人廃棄物・3R研究財団に対する補助金請求に当たっては、PO ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、公益財団法人廃棄物・3R研究財団は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はPO ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

所属部署名：廃棄物・3R研究財団 海外循環ビジネス支援センター
役職名：
氏名：
T E L：
F A X：
E - m a i l：

様式第5（第8条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人 廃棄物・3R研究財団  
理 事 長 梶原 成元 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

(公印省略)

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）  
計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）の計画を下記のとおり変更したいので、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第1項第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

## 記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

- 注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。
  - 3 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

(担当者等連絡先)

所属部署名：  
役 職 名：  
氏 名：  
T E L：  
F A X：  
E - m a i l：

様式第6（第8条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人 廃棄物・3R研究財団  
理 事 長 梶原 成元 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

(公印省略)

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）  
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）交付規程第8条第1項第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

## 記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）までに実施している事業内容
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置

- 注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記載するとともに、様式第1の別紙2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

(担当者等連絡先)

所属部署名：  
役 職 名：  
氏 名：  
T E L：  
F A X：  
E - m a i l：

様式第7（第8条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人 廃棄物・3R研究財団  
理 事 長 梶原 成元 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

(公印省略)

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）  
遅延報告書

令和 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制  
対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）の遅延について、令和8年度二酸化炭素排出  
抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）交付規程第8条第1項第五号の規定によ  
り下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

- 2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

(担当者等連絡先)

所属部署名：

役 職 名：

氏 名：

T E L：

F A X：

E - m a i l：

様式第8（第8条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人 廃棄物・3R研究財団  
理 事 長 梶原 成元 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

(公印省略)

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）  
遂行状況報告書

令和 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）の遂行状況について、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）交付規程第8条第1項第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

補助対象経費 の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂 行 状 況
計			

注1 様式第8は参考書式であり、補助事業者は、第8条第1項第六号で報告を求められた場合には、適宜必要な項目を報告すること。

注2 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

(担当者等連絡先)

所属部署名：  
役 職 名：  
氏 名：  
T E L：  
F A X：  
E - m a i l：

様式第9 (第8条関係)

令和 年 月 日

公益財団法人 廃棄物・3R研究財団  
理 事 長 梶原 成元 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

(公印省略)

令和8年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(資源循環分野の脱炭素化促進事業) 名称変更等報告書

年 月 日付け廃3R研第 号で二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(資源循環分野の脱炭素化促進事業)の交付決定の通知を受けたところ、当社は下記のとおり名称変更等したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(資源循環分野の脱炭素化促進事業)交付規程第8条第1項第七号の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の名称

2 変更前後の名称 金 円

3 変更前後の住所

4 変更年月日

5 変更に至った経緯

注1 本報告に当たっては、変更後の法人登記簿を添付すること。

2 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、その代表者が申請すること。

(担当者等連絡先) 所属部署名： 役 職 名： 氏 名： T E L： F A X： E - m a i l：
---

様式第 10(第 8 条関係)

令和 年 月 日

公益財団法人 廃棄物・3R 研究財団  
理 事 長 梶原 成元 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

(公印省略)

令和 8 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け廃 3 R 研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）について、令和 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）交付規程第 8 条第 1 項第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（規程第 12 条第 1 項による額の確定額）

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

注 1 交付規程第 3 条第 3 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

- 2 別紙として積算の内容を添付すること。

(担当者等連絡先)

所属部署名：

役 職 名：

氏 名：

T E L：

F A X：

E - m a i l：

## 様式第 11(第 8 条関係)

## 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）

## 取得財産等管理台帳

(令和 8 年度)

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得年 月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

注 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（資源循環分野の脱炭素化促進事業）交付規程第 8 条第 1 項第十三号に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第 12 (第 11 条関係)

令和 年 月 日

公益財団法人 廃棄物・3R研究財団  
理事長 梶原 成元 殿補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

(公印省略)

令和 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (資源循環分野の脱炭素化促進事業)  
完了実績報告書

令和 年 月 日付け廃 3 R 研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (資源循環分野の脱炭素化促進事業) を完了 (廃止) しましたので、令和 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (資源循環分野の脱炭素化促進事業) 交付規程第 11 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

## 記

## 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円 (令和 年 月 日 番号)  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

## 2 補助事業の実施状況

別紙 1 実施報告書のとおり

## 3 補助金の経費実績

別紙 2 経費所要額精算調書のとおり

## 4 補助事業の実施期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

## 5 添付資料

- (1) 事業報告書 (各調査内容や報告会資料、スケジュール等を含む。)
- (2) 写真 (報告書内に添付も可とする。)
- (3) その他参考資料 (契約書・領収書等含む。)

注 交付規程第 3 条第 3 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

(担当者等連絡先)

所属部署名 :

役 職 名 :

氏 名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

別紙 1

資源循環分野の脱炭素化促進事業  
実施報告書

事業名			
事業実施の団体名			
事業実施者	代表事業者		
	氏名	所属部署	役職
	電話番号	FAX 番号	E-mail
	代表事業者の担当者（事業の窓口となる方）		
	氏名	所属部署	役職
	電話番号	FAX 番号	E-mail
	所在地		
事業の実施内容	(本事業で実施した内容を記載する)		
海外展開事業による環境負荷低減効果	(3Rの推進、廃棄物の適正処理、温室効果ガス排出削減、その他の環境負荷低減効果を可能な限り定量的に記載する)		
事業の効果 (CO <sub>2</sub> を含む温室効果ガス削減効果)	<p>※ CO<sub>2</sub>を含む温室効果ガス削減量の算定に使用したファイル（計算ファイルなど）を添付する。                  (事業の費用対効果 (円/ t-CO<sub>2</sub>eq))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の総支出額ベース</li> <li>・総事業費ベース</li> </ul> <p><b>【CO<sub>2</sub>削減効果】</b>                  (1) 事業による直接効果・・・CO<sub>2</sub>トン/年</p> <p>* <b>【CO<sub>2</sub>削減効果の算定根拠】</b>により算定したCO<sub>2</sub>削減量を記入する。  <b>【CO<sub>2</sub>削減効果の算定根拠】</b>                  別添のとおり</p> <p>* 「別添のとおり」と記入し、原則として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック&lt;補助事業申請者用&gt;（令和6年4月環境省地球環境局）」（以下</p>		

	<p>「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」)により、事業の直接効果を算定した上で、同ファイルを添付する。</p> <p>なお、エクセルファイル(「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」)において記載する各々の設定根拠・引用元に係る具体的資料を添付すること。</p> <p>【CO<sub>2</sub>削減コスト・算定根拠】</p> <p>* 【CO<sub>2</sub>削減効果】の「(1) 事業による直接効果」に記入したCO<sub>2</sub>削減量1トンを削減するために必要なコスト(円/tCO<sub>2</sub>)について、イニシャルコスト(総事業費(単年度事業の場合は別紙2の総事業費、複数年度事業の場合は複数年全体の総事業費)÷法定耐用年数÷CO<sub>2</sub>削減量/年)及びランニングコスト(ランニングコスト(見込み)/年÷CO<sub>2</sub>削減量/年)の別に記入する。また、それらの算定根拠を記入する。</p>
海外展開事業による上記以外の社会的インパクト	(環境負荷低減以外の社会的インパクトについて記載する)
海外展開事業の事業性(採算性)	(初期投資、ランニングコスト等の費用、廃棄物処理受託費や再生品・エネルギー売却収入等の収益を可能な限り定量化し、採算性の評価を記載する)
海外展開事業に向けた課題	(海外展開事業に向けた現在の課題を記載する)
今後のスケジュール	(時系列で時期と取組の内容を記載する)
今後の資金計画等	(今後の事業収支計画または資金調達計画を記入する)
他の補助金との関係	(今後の他の補助金等への応募状況等を記入する)

注1 下記の資料を添付すること

- ① 実施計画書に添付した計画から変更がある場合、詳細資料
- ② CO<sub>2</sub>を含む温室効果ガス削減量の計算ファイルや、その他具体的なデータの根拠、引用元の資料) なお、排出係数は実態をふまえて適切なものを選択すること。
- ③ その他交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類

## 別紙2

## 資源循環分野の脱炭素化促進事業に要する経費所要額精算調書

## 1. 経費実績額

所要経費 資源循環分野の脱炭素化促進事業	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入 (※注2)	(3) 差引額 (1) - (2)
	円	円	円
	(4) 補助対象経費実支出額	(5) 基準額	(6) 選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額 (
	円	円	円
	(7) 補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × ● / ●	(9) 補助金交付決定額
	円	円	円
(10) 過不足額 (9) - (8)			円

## 2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳			
合計	円				
購入した主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入時期

注1 費目は可能な限り細分化して金額を記載すること

注2 補助対象経費実支出額及び寄付金その他の収入 (循環資源等の輸送に対して得る運賃収入を含

む) について、輸送

実績と整合していることを確認のうえ、請求書又は委託契約書等を添付すること

注3 循環資源等をそれ以外の貨物と同時に輸送、積み替え、保管等行った場合には、静脈物流に係る経費のみを適切に按分の上算出するとともに、根拠資料を添付すること。

様式第 13 (第 11 条関係)

令和 年 月 日

公益財団法人 廃棄物・3R研究財団  
理 事 長 梶原 成元 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

(公印省略)

令和 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (資源循環分野の脱炭素化促進事業)  
令和 8 年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け廃 3 R 研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制  
対策事業費等補助金 (資源循環分野の脱炭素化促進事業) の令和 8 年度における実績について、令和 8  
年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (資源循環分野の脱炭素化促進事業) 交付規程第 11 条第 2  
項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円 (令和 年 月 日 番号)  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

2 補助事業の実施状況

\* 交付規程第 8 条第 1 項第五号の規定に基づき当財団の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助  
事業に関する計画を含む。

3 補助金の経費所要額実績

別紙のとおり

(担当者等連絡先)

所属部署名 :  
役 職 名 :  
氏 名 :  
T E L :  
F A X :  
E - m a i l :

経費所要額実績

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		
(1) 補助対象経費の 区分	(2) 交付決定額	(3) 補助金受入額	(4) 支払実績額	(5) 翌年度繰越額
合 計				

様式第 14 (第 12 条関係)

廃 3 R 研 第 号

令和 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (資源循環分野の脱炭素化促進事業)  
交付額確定通知書

補助事業者

令和 年 月 日付け廃 3 R 研 第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (資源循環分野の脱炭素化促進事業) については、令和 年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、令和 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (資源循環分野の脱炭素化促進事業) 交付規程第 12 条第 1 項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

令和 年 月 日

公益財団法人 廃棄物・3R 研究財団  
理 事 長 梶原 成元  
(公印省略)

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定により令和 年 月 日までに返還することを命ずる。

所属部署名：廃棄物・3R 研究財団 海外循環ビジネス支援センター
役 職 名：
氏 名：
T E L：
F A X：
E - m a i l：

様式第 15 (第 13 条関係)

令和 年 月 日

公益財団法人 廃棄物・3R 研究財団  
理 事 長 梶原 成元 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

(公印省略)

令和 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (資源循環分野の脱炭素化促進事業)  
精算 (概算) 払請求書

令和 年 月 日付け廃 3 R 研第 号で交付額確定 (交付決定) の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (資源循環分野の脱炭素化促進事業) の精算払 (概算払) を受けた  
いので、令和 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (資源循環分野の脱炭素化促進事業) 交付  
規程第 13 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円  
2 請求金額の内訳

(概算払の場合)

(単位:円)

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④-⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④ = ② + ③		
計						

(精算払の場合)

(単位:円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①-②

- 3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義  
4 概算払を必要とする理由 (概算払の請求をするときに限る。)

注 交付規程第 3 条第 3 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

(担当者等連絡先) 所属部署名 : 役 職 名 : 氏 名 : T E L : F A X : E - m a i l :
---